

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面（46）

財物損害の程度（全損・非全損）の区別について

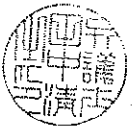
平成 27 年 9 月 30 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告は、財物損害の程度（全損・非全損）の区別について、次のとおり主張する。

第1 財物損害の程度の判断基準

- 1 被告は、財物の経済的価値の被る損害の程度につき、「6年間で全損に至る」と捉えている。

よって、被告は、財物損害の程度（全損・非全損）の区別については、「本件事故から6年以上帰還できない状態が続くと見込まれる区域であるか否か」を基準として判断している。

- 2 かかる基準を前提として、被告は、避難指示の解除見込み時期に応じた避難指示期間割合を算出し、賠償金額算定の係数として用いている（乙B69）。

なお、ここでいう「避難指示期間割合」とは、避難指示解除までの期間に応じた価値の減少分を算出するため、本件事故発生時から避難指示の解除見込み時期までの月数を分子とし（1月未満の日数については1月とする。）、72か月を分母として算定した数値をいう。ただし、算定した結果が1を超える場合、避難指示期間割合は1（係数が100%）を上限とする（乙B70）。

第2 上記判断基準の根拠

- 1 「6年」という期間の裏付け

被告は、帰還困難区域に存在する財物につき、その経済的価値が全損の状態にあるものとして画一的に取り扱っている。

中間指針二次追補は、帰還困難区域について「今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれる」地域であることを前提としている（乙B7・6頁（5）

（Ⅲ））ところ、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針二次追補を公表したのは本件事故から1年を経過した平成24年3月16日である。

このように、中間指針二次追補において本件事故後1年を経過した時点を基

準としてさらに5年以上帰還できないことが明記されていることに鑑み、「6年」という具体的期間（数字）が導かれることになる。

すなわち、本件事故から6年以上帰還できない状態が続くと見込まれる区域に所在する財物については、「全損」と評価する一方、本件事故から6年を経過する前に避難指示の解除が見込まれる場合には「非全損」として避難指示期間割合を乗じることとなるのである。

2 上記判断基準が合理性を有すること

財物損害の程度を判断するに際して「本件事故から6年以上帰還できない状態が続くと見込まれる区域であるか否か」を基準とすることは、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針二次追補で明らかとしているのみならず、経済産業省も認めているものである（乙B36・別紙1頁）。

よって、被告の依拠する上記判断基準は、合理性を有するものである。

第3 おわりに

以上のとおり、本件事故から6年以上帰還できない状態が続くと見込まれる区域であるか否かが基準となるため、現時点で帰還困難区域とはされていない区域であっても、実際の避難指示解除時期が本件事故から6年以上を経過した後の時点となる場合には、取扱いが「非全損」から「全損」へと変更された上で、追加的賠償がなされ得ることを付言する（乙B36・「賠償基準の考え方（補足資料）1頁の説明図参照」）。

以 上